

業務仕様書

1 事業名

令和 6 年度（2024 年度）熊本市短期集中予防サービス業務委託

2 事業目的

高齢者が要介護状態にならず、地域で自立して生活できる期間（健康寿命）を延ばすことを目的に、運動器・口腔の機能が低下しているまたはその恐れのある者もしくは栄養改善が必要な者に対し、運動器の機能向上・口腔機能向上・栄養改善のプログラムを短期集中的に実施することで、生活機能の低下またはその恐れを予防し、早期の自立支援・重度化防止を図る。

3 事業対象者

介護保険の要介護認定で「要支援 1」「要支援 2」に認定された者もしくは厚生労働大臣が定める基準に定める基本チェックリストの実施の結果が該当となった者のうち運動器・口腔機能が低下している又はその恐れのある者、栄養改善が必要な者で、一定期間サービスを利用することにより機能の維持・改善が見込まれる者。

4 履行場所

熊本市内

5 履行期間

契約締結日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日まで

6 契約内容

契約は、以下 7~17 に示す各要件を満たし、1 つまたは複数のプログラムを適切に実施できる体制を有する者で行う。

7 事業内容

（1）運動機能向上プログラム（通所型サービス）

通所による個別的な運動機能の指導・訓練

ア 専門スタッフによるアセスメント

専門スタッフは、事業開始前に対象者の医学的側面（既往歴、家族歴等）による評価、体力測定（握力、開眼片足立ち時間、機能的移動能力、歩行能力）による身体機能の把握及び身体機能を踏まえた事業実施に係るリスク評価を行うとともに、関連する I A D L、QOL 等の個別の状況についても評価・把握する。

イ 個別サービス計画の作成

専門スタッフは、アセスメント結果を踏まえ、個別の対象者ごとのプログラム内容、実施期間、実施回数等を記載した個別サービス計画書を作成する。

ウ 運動の実施

個別サービス計画に基づき、主として以下の事項を組み合わせて実施する。

- (ア) 学習時間（自宅での実施方法の説明と実施状況の確認）
- (イ) ウォーミングアップ（ストレッチ、バランス運動）
- (ウ) 主運動（コンディショニング運動、筋力向上運動、機能的向上）
- (エ) クーリングダウン（ストレッチ、リラクゼーション）

エ 専門スタッフによる事後アセスメント

プログラムの終了時に体力測定を実施し、参加状況及び目標の達成度、身体機能、関連する I A D L、QOL 等の評価を行い、担当ケアマネージャーに結果を報告すること。

(2) 口腔機能向上プログラム（通所型サービス）

通所による個別的な口腔機能の指導・訓練

ア 専門スタッフによるアセスメント

スタッフは、事業開始前に対象者の摂食や嚥下機能、口腔衛生状態の把握及び評価を行うこと。

イ 個別サービス計画の作成

専門スタッフは、アセスメント結果を踏まえ、個別の対象者ごとに本人が自宅でできるセルフケアの内容（実施期間、実施回数等）を記載した個別サービス計画書を作成すること。

ウ 口腔機能の指導・訓練の実施

対象者が自宅においても、口腔清掃や日常的に口腔機能の向上のための訓練を実施することができるよう、対象者の状態等に応じて以下の指導を行う。

- (ア) 口腔機能向上の教育
- (イ) 口腔清掃の指導、実施
- (ウ) 咀嚼機能訓練
- (エ) 摂食及び嚥下・筋機能に関する訓練の指導並びに実施
- (オ) 食事環境についての指導
- (カ) 上記（ア）～（オ）に関する日常的な口腔機能の向上の訓練に係るセルフケア

エ 専門スタッフによる事後のアセスメント

専門スタッフは、計画終了後に、対象者の目標達成度や口腔機能の状態等の評価を行い、担当ケアマネージャーに結果を報告すること。

(3) 栄養改善プログラム（訪問型サービス）

家庭訪問による個別的な栄養相談及び指導

ア 管理栄養士による事前アセスメント

管理栄養士は事業開始前に対象者の身長及び体重等の身体計測を行うとともに、食事摂取や嗜好状況、アレルギー状況等必要な情報を把握し、低栄養状態のリスクに係る評価を行う。

イ 対象者本人による栄養改善のための計画作成の支援

管理栄養士は、アセスメント結果を踏まえ、対象者に対し適切な栄養量や日常の食事の形態など、配慮すべき事項を含めて対象者が行う計画づくりを支援する。

ウ 栄養相談、情報提供

管理栄養士は、計画の実施に当たり、対象者の低栄養状態を改善するため、訪問による栄養相談及び指導、ならびに配食サービスやボランティア組織、高齢者の食事づくりに便利な器具、栄養改善に有効な食品の購入方法等に関する情報提供を行う。

エ 管理栄養士による事後アセスメント

管理栄養士は、計画終了後に、対象者の目標達成度、低栄養状態の改善状況等の評価を行い、担当ケアマネージャーに結果を報告する。

8 実施回数

各プログラムの実施回数は、次のとおりとする。

(1) 運動機能向上プログラム（通所型サービス）

実施回数	週 1 回（計 12 回）
------	---------------

(2) 口腔機能向上プログラム（通所型サービス）

実施回数	月 1 回（計 3 回）
------	--------------

(3) 栄養改善プログラム（訪問型サービス）

訪問回数	月 1 回（計 3 回）
------	--------------

※原則、すべてのプログラムは上記回数にて終了とする。

※本人の体調不良等、やむを得ない事情等により実施回数の上限に満たずにプログラムを終了する場合は、担当ケアマネージャー、関係機関等に連絡すること。

9 職員の配置

各プログラムにおける職員の配置は次のとおりとする。なお、受託者が複数のプログラムを受託する場合は、その他の職員は複数のプログラムを兼務することができることとする。

(1) 運動機能向上プログラム（通所型サービス）

事業の種類	職員の配置基準	
運動機能向上	専門スタッフ（必置）	保健師、看護師（准看護師可）、理学療法士、作業療法士、健康運動指導士、介護予防指導士、介護予防運動指導員、健康運動実践指導者、機能訓練指導員のうちいずれかの資格を有する者で高齢者の特性に理解があり、運動機能評価や効果的なプログラム立案、運動指導能力がある者
	その他の職員	その他必要に応じた職員

(2) 口腔機能向上プログラム（通所型サービス）

事業の種類	職員の配置基準	
口腔機能向上	専門スタッフ（必置）	歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士
	その他の職員	その他必要に応じた職員

(3) 栄養改善プログラム（訪問型サービス）

事業の種類	職員の配置基準	
栄養改善	専門スタッフ（必置）	管理栄養士
	その他の職員	その他必要に応じた職員

10 実施場所

(1) 運動機能向上プログラム（通所型サービス）

受託者が確保するものとする。なお、受託者が所有する事業所または地域コミュニティセンターや公民館等での実施も可能とするが、安全に事業を実施できる場所とする。

また、他の受託者が行う口腔機能向上プログラムをあわせて利用している対象者については、運動の前後に口腔機能プログラムを実施できる場所を提供すること。

(2) 口腔機能向上プログラム（通所型サービス）

運動機能向上プログラムの通所先または受託者が確保するものとする。なお、受託者が所有する事業所または地域コミュニティセンターや公民館等での実施も可能とするが、安全に事業を実施できる場所とする。

(3) 栄養改善プログラム（訪問型サービス）

対象者の自宅等

1 1 実施時間

事業の実施時間は、1回あたりおおむね2時間以内（送迎時間を含まない。）とする。ただし、プログラムの実施状況、指導内容等による変更は可能。

1 2 対象者利用料

無料とする。

1 3 提出書類

本業務の完了（中止）時には、下表に示す書類等を速やかに提出し、本市の検査を受けること。

種別	提出書類	摘要
運動機能向上プログラム	①実施報告書Ⅰ ②実施報告書Ⅱ-1・2 ③実施報告書Ⅲ ④委託業務完了届 ⑤短期集中予防サービス利用集計表	詳細は、別途協議または指示
口腔機能向上プログラム	①実施報告書Ⅰ ②実施報告書Ⅱ ③実施報告書Ⅲ ④委託業務完了届 ⑤短期集中予防サービス利用集計表	
栄養改善プログラム	①栄養支援実施計画書 ②栄養支援記録（1回目） ③栄養支援記録（2回目） ④栄養支援記録（3回目）（最終） ⑤委託業務完了届 ⑥短期集中予防サービス利用集計表	

※提出書類等は、本市及び受託者協議のうえ、変更する場合がある。

※提出書類等の数量は各1部とする。

1 4 事故及び損害の負担

事業の実施に関して、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償のために生じた経費は、受託者が負担する。

1 5 送迎

運動機能向上プログラムまたは口腔機能向上プログラムの実施にあたっては、対象者の状況に応じて送迎サービスを行うこととする。

1 6 実施についての留意点

- (1) 事業の実施方法等については、厚生労働省作成の介護予防・日常生活総合支援事業ガイドライン及び介護予防マニュアルに基づいて実施すること。
- (2) サービス利用を終了した場合においても利用者のセルフケアとして習慣化され、継続される必要がある。そのためには対象者が主体的に取り組めるように働きかけるとともに、知識や技術の提供によって対象者自身の能力が高まるような支援を行うこと。
- (3) 設定した目標を担当ケアマネージャーと共有し、当該目標の達成に向けて事業を計画的に進めるとともにプログラム終了後も地域の通いの場等への参加を促し、対象者が継続して社会参加や運動機能改善等に取り組めるよう配慮すること。
- (4) 事業の実施にあたっては、担当ケアマネージャーとの連携を図るとともに、事業が安全に行われるよう、必要に応じて主治医等との連携を図ること。
- (5) 対象者が複数の事業を利用している場合は、それぞれの事業者間で当該対象者の心身の状況及び実施している事業の内容等に関する情報交換を行うなど、本事業の効果が十分発揮されるよう連携して取り組むこと。
- (6) アセスメント結果等の個人情報に関する取扱いについて十分配慮するとともに、当該個人情報の取扱いについて利用者に説明し、同意を得ること。
- (7) 対象者の安全性を十分に考慮し、事故防止のため十分な注意を払うとともに緊急時にも対応できるような体制を整備すること。
- (8) 事業実施事業所で感染症が発生した場合等は、事業を一時的に休止する場合があるため、発生後速やかに連絡すること。
- (9) 事業を受託するにあたり、既に介護保険法第40条本文の介護給付を受給する指定介護サービス事業者、同法第52条本文の介護予防給付を受給する指定介護予防サービス事業者及び同法第115条の45の3本文の第一号事業支給費を受給する第一号事業者の指定を受けている受託者は、本事業の運営が介護保険法、厚生労働省令及び熊本市指定基準条例等に抵触しないこと。(事業は独立して実施するものとし、他の事業とあわせて事業実施する場合において、同一敷地、建物で実施されている他の事業とプログラム等で明確に区別し、本事業、他の事業相互に支障のないようにすること。)

1 7 その他

この仕様について定めのない事項等が生じたときは、熊本市と受託者は協議のうえ、決定するものとする。